

第 3 次地域管理経営計画書（案）

第 3 次国有林野施業実施計画書（案）

（尾鷲熊野森林計画区）

（第一次変更計画）

計画期間 { 自 平成 2 0 年 4 月 1 日
至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日 }

（変更年月 平成 2 1 年 1 2 月）

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

〔国有林野施業実施計画〕

3 林道の整備に関する事項	2
----------------------------	---

第3次地域管理経営計画（尾鷲熊野森林計画区）の変更について

【変更理由】

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更する。
 なお、本変更計画は、平成22年1月1日から効力を有する。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間（平成20年度～平成24年度）において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりである。

(エ) 林道開設及び改良総量

(単位：m)

区 分	タ イ プ 別	開 設		改 良	
		路線数	延 長	箇所数	延 長
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	—	—	—
	水源かん養タイプ	<u>6</u>	6,700	<u>4</u>	<u>12,300</u>
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—	—
	森林空間利用タイプ	—	—	—	—
資源の循環利用林		—	—	—	—
計		<u>6</u>	6,700	<u>4</u>	<u>12,300</u>

第3次国有林野施業実施計画（尾鷲熊野森林計画区）の変更について

【変更理由】

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。

なお、本変更計画は、平成22年1月1日から効力を有する。

【変更する内容】

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりである。

(単位：m)

基幹 ・ その他	開設 ・ 改良	路線名	箇所 (林班)	延長	機能類型 タイプ別	備考
その他	開設	樅木平林道支線	大又 (845)	700	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		鎌塚林道	大又 (860～861)	600	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		石ヶ谷林道支線	石ヶ谷 (874)	400	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		大河内林道	大河内山 (718)	2,200	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		妙婦谷林道	妙婦谷 (586～589)	2,400	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		小柄谷林道	大又 (868)	400	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
計		6路線		6,700		
その他	改良	石ヶ谷林道	石ヶ谷 (875)	900	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		白倉林道	光山 (600～602 ・609・610 ・613・999)	8,700	水土保全林 (国土保全タイプ) (水源かん養タイプ)	
		二の俣林道	二の俣 (603・604)	1,100	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		光山林道	光山 (610)	1,600	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
計		4路線(4箇所)		12,300		

(注) 種類欄の基幹は森林基幹道を指す